

# 一高会 会 則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は一高会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を深め、且つ母校の発展を援助することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 会員の教養をより高め併せて人格の陶冶に資する事業。
  2. その他本会の目的を達成するに必要な事業。
- 第4条 本会は事務所を中部大学第一高等学校内に置く。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員 名古屋第一工学校、常磐高等学校、名古屋第一工業高等学校、名古屋第一高等学校、中部大学第一高等学校を卒業した者。
  2. 特別会員 中部大学第一高等学校在職中の職員および旧職員ならびに名古屋第一工学校、常磐高等学校、名古屋第一工業高等学校、名古屋第一高等学校の旧職員。
  3. 名誉会員 本会に特に功労があり、役員会において推薦された者。
  4. 賛助会員 本会の主旨に賛同し、役員会の承認を得た者。

## 第3章 役 員

- 第6条 本会には次の役員を置く。  
会長1名 副会長・幹事・書記・会計・監査・顧問若干名
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は副会長が会長の仕事を代行する。
  3. 幹事は、会長・副会長を補佐し会務を行なう。
  4. 事務局は会の記録ならびに事務処理に当たる。
  5. 事務局は会計を処理し、監査は会計を監査する。
  6. 顧問は重要事項の審議に参加し、会務の相談にあずかる。
- 第8条 役員は次の方法で選出する。
1. 会長および監査は総会で選出する。
  2. 副会長、幹事、会計および書記は評議員のうちから会長が選任し、評議員の承認を得る。
  3. 顧問は、会長が評議員会に諮り委嘱する。
  4. 立候補者多数の場合は、原則として投票とする。
- 第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第10条 役員会は会務遂行に関して会長が必要と認めるとき召集する。
- 第11条 役員を構成する者の3分の1以上が必要と認めた場合会長は、役員を招集しなければならない。

## 第4章 評 議 員 会

- 第12条 会の重要な事項を諮るために本会に評議員会を置く。
- 第13条 評議員会の構成は次の通りとする。
1. 卒業年度毎に選出された者若干名。
  2. 評議員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第14条 前年度決算、事業報告、本年度予算案、事業案の承認。

## 第5章 総 会

第15条 総会の開催は次の通りとする。

1. 定期総会は2年に1回とし、会長が召集する。
2. 会長が必要と認めた時は臨時に総会を召集することができる。
3. 評議員からその3分の2以上の賛成を得て総会の開催の要請があった場合、会長は臨時に総会を召集するものとする。

第16条 総会の会務は次の通りとする。

1. 会長および監査の選出。
2. 前年度決算、事業報告、本年度予算案、事業案の承認。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

## 第6章 会 計

第18条 本会の経費は入会金、振興維持費、寄付金、賛助会費、その他の収入をもってあてる。

1. 入会金は8,000円とする。
2. 以後は、振興維持費、寄付金のご協力をお願いする。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 表 彰

第20条 本会は役員を表彰規定を設ける。

1. 会長は退任時に校長より表彰を受けられる。
2. 副会長以下の役員を5期以上務めた者は本会会長より表彰を受けられる。

## 第8章 附 則

1. 本会の会則の変更には総会の出席人員の3分の2以上の同意を必要とする。

2. 本会則は昭和16年4月1日より施行する。

本会則は昭和27年4月1日一部改正する。

〃	昭和38年4月1日	〃
〃	昭和40年4月1日	〃
〃	昭和43年4月1日	〃
〃	昭和47年4月1日	〃
〃	昭和51年4月1日	〃
〃	平成2年4月1日	〃
〃	平成4年4月1日	〃
〃	平成15年4月1日	〃
〃	平成19年4月1日	〃
〃	平成23年4月1日	〃
〃	平成25年4月1日	〃

(注) 1. 昭和43年度の総会において、定期総会は2年に1回開催することに決定した。

(昭和49年1月19日の役員会および昭和43年5月26日の総会)

2. 総会の開かれない会計年度の決算、事業報告の確認および予算案、事業案の承認は役員会および評議員会において行なうものとする。